

「入間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」改正の要旨

1 概要

介護サービスに係る国の基準については、3年に1度、社会保障審議会介護保険給付費分科会の審議を経て改正が行われています。

令和6年1月25日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されました。市の条例では、各介護事業所に係る設備・運営基準、指定基準について、国の基準と同様に定めているため、以下5つの条例について改正を行います。

改正条例

- ① 入間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② 入間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- ③ 入間市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例
- ④ 入間市指定介護予防支援事業者の資格並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- ⑤ 入間市指定居宅介護支援事業者の資格並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

2 主な改正内容

【該当条例①②④⑤】

〔身体的拘束等の適正化の推進〕

- ・利用者への身体的拘束禁止の対象サービスの種類を拡大する。
- ・身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける対象サービスの種類を拡大する（1年間の経過措置有り）。

〔管理者の兼務範囲の明確化〕

- ・管理者が兼務できる事業所の範囲を拡大する。

〔「書面掲示」規制の見直し〕

- ・インターネット上に事業所の重要事項の掲載を義務付ける（1年間の経過措置有り）。

〔電磁的記録に関する文言の修正〕

- ・特定の記録媒体（シー・ディー・ロムなど）の使用の規定を「電磁的記録媒体」に統一する。

【該当条例①②】

〔介護現場の生産性の向上の取り組み〕

- ・入所施設等の職員の負担軽減等業務改善を検討する委員会の設置を義務付ける（3年間の経過措置有り）。

〔協力医療機関との連携体制の構築〕

- ・入所者の急変や感染症に対応するため、入所施設等の協力医療機関の要件を新たに規定する（3年間の経過措置有り）。

【該当条例④⑤】

〔居宅介護支援事業所等のケアマネジャーの業務の見直し〕

- ・一定の条件のもと家庭訪問の間隔を延長可能とする。
- ・ケアマネジャー一人当たりの取り扱い件数を変更する。

〔居宅介護支援事業所の業務拡大〕

- ・居宅介護支援事業所が介護予防支援事業所の指定を受けることが可能となることに伴い、管理者の要件など必要な整備を行う。

【該当条例①②③④⑤】

その他基準改正に伴い必要な文言の整理や、所要の改正を行う。

- 3 施行日 令和6年 4月1日
電磁的記録に関する文言の修正に関しては、公布の日